

横浜南基署発 0216 第4号

令和4年2月16日

災害防止等関係団体 各位

横浜南労働基準監督署長



労働安全衛生法に基づく各種健康診断等結果報告書の提出の周知依頼について

日頃より、労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、労働安全衛生法に基づく各種健康診断等については、実施後、所轄労働基準監督署長に対する報告義務を定めております。

多くの事業者におかれましては、適正に報告書を提出していただいておりますが、例年、報告書の提出漏れが見受けられるところです。

つきましては、貴団体の会員事業場においても、各種健康診断等結果報告書の未提出の場合には速やかにご提出いただくよう、周知について御協力をお願いいたします。

1 提出義務がある各種健康診断等結果報告書（一部抜粋）

（1）遅滞なく提出義務があるもの

- ① 定期健康診断結果報告書（労働安全衛生規則第52条）＊いわゆる一般健康診断
 - ・・・労働者数50人以上の事業場で提出義務があります
- ② 有機溶剤等健康診断結果報告書（有機溶剤中毒予防規則第30条の3）
 - ・・・労働者数に関係なく提出義務があります（以下③～⑧まで同じ）
- ③ 鉛健康診断結果報告書（鉛中毒予防規則第55条）
- ④ 四アルキル鉛健康診断結果報告書（四アルキル鉛中毒予防規則第24条）
- ⑤ 特定化学物質健康診断結果報告書（特定化学物質障害予防規則第41条）
- ⑥ 高気圧業務健康診断結果報告書（高気圧作業安全衛生規則第40条）
- ⑦ 電離放射線健康診断結果報告書（電離放射線障害防止規則第58条）

*電離放射線健康診断結果報告は、令和3年4月以降の新様式で提出する必要があります。

⑧ 石綿健康診断結果報告書（石綿障害予防規則第43条）

（2）1年以内ごとに1回、定期に提出義務があるもの

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）（労働安全衛生規則第52条の21）

- ・・・労働者数50人以上の事業場で提出義務があります。

（3）提出時期が定められているもの

じん肺健康管理実施状況報告（じん肺法施行規則第37条）

毎年（1月～12月）の健康管理の状況を記載し、翌年1月～2月末日までの間に提出する必要があります。労働者数に関係なく、また、管理区分によって健康診断を実施しない年も報告が必要です。